

事務連絡
令和5年6月23日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
高齢者支援課

介護サービス情報公表システムに係る更改作業時の機能制限、処分・指導に関する情報の公表項目の修正及び情報公表制度に係る調査票について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護サービス情報公表システムでは、令和5年度（2023年度）のシステムリリースに係る更改作業を下記の日程で行います。当該作業期間中は、同システムのうち、公表情報の検索機能を除く、報告、管理、生活関連情報の登録等機能、災害時情報共有システム及び電子申請届出システム全般について、一定期間利用を停止して、作業を行います。

つきましては、管内の介護事業所等、同システムの利用者に対して周知していただくよう、お願いします。また、都道府県におかれては、管内市区町村に情報提供いただき、同システムの利用者に確実に情報が届くよう、ご配慮の程よろしくお願いします。

なお、災害時情報共有システム及び電子申請届出システムの利用停止については、本事務連絡とは別に各担当部局宛、周知いたします。

記

1. 利用停止の期間

令和5年6月30日（金）18:00 ～ 令和5年7月3日（月）12:00

2. 停止する機能及び対象利用者

サブシステム	想定利用者
報告サブシステム	● 介護サービス情報公表制度による報告の対象となっている介護事業所
管理サブシステム	● 都道府県・政令市 介護サービス情報公表制度所管部局
審査・受理サブシステム	
生活関連情報管理サブシ	● 市区町村 地域包括支援センター等所管部局、認知症施

システム	策所管部局、通いの場等所管部局 <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県・政令市・中核市 有料老人ホーム所管部局 ● 都道府県 介護施設等における災害時情報共有システム担当部局 ● 地域包括支援センター ● 生活支援コーディネーター
公表サブシステム	● 一般国民
スマートフォンアプリ 「介護事業所ナビ」	

3. 切替え作業の流れ

6月下旬 トップ画面でシステム停止に関するお知らせを掲示
 6月30日 18:00 介護サービス情報公表システムの更改作業
 ~
 7月3日 12:00
 7月3日 12:00以降 システムの全機能を再開

4. 災害発生などによる緊急時の対応について（災害時情報共有システムの取扱い）

利用停止期間中に大規模な災害などが発生した場合は、メンテナンス画面の解除を行い、システム上での災害情報の登録、報告依頼、報告の各機能を再開します。

（災害の規模により、メンテナンス画面の解除は行わず、メールによる被災状況報告を依頼する場合もあり得ます。）

5. 介護サービス情報公表制度について

（1）調査票等の改訂について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35に基づく介護サービス情報の公表制度につきましては、別添『『介護サービス情報の公表制度』の施行について』（平成18年3月31日老振発0331007号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「情報公表制度通知」という。）別紙の別添1から別添7に定める調査票等を活用いただき、制度を運営いただいているところ、今般、この調査票等につきまして、以下のとおり、改訂を行っております。ご了知いただき、令和5年度の本制度に係る介護サービス事業者に対する調査事務を行っていただきますようお願いいたします。

ア 情報公表制度通知 別紙 別添1（基本情報調査票）について

（ア）「1. 事業所を運営する法人に関する事項」の「法人等の名称」の「法人番号」の記入欄について、必須記載項目とする（「法人番号の有無」欄で「1」と回答

した場合に限る。)

- (イ)「2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項」について、「ケアプランデータ連携システム（国保中央会）の利用登録の有無」欄を追加（本項目は任意記載項目とする。）
- (ウ)「4. 介護サービスの内容に関する事項」について、令和4年度介護報酬改定で創設された「介護職員等ベースアップ等支援加算」の欄を追加。

イ 情報公表制度通知 別紙 別添2（運営情報調査票）について

令和3年度介護報酬改定において、利用者等の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定される交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができることとしている。

これを踏まえ、利用者等の同意を確認する際の「確認のための材料」及び「記入上の留意点」について、「署名若しくは記名捺印がある。」としていたものを「署名等がある」とする。

(2) 介護サービス情報公表制度の適切な運営について

本年3月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の資料でもお示ししたとおり、令和2年度以前に公表されたデータの割合が全国で12%を占めており、昨年度から更新が進んでいない状況となっております。このような最終公表日から相当期間経過した状態のデータについては、該当の事業所に対して報告の督促を行う、廃止された事業所や公表対象外となった事業所については削除・非公表の処理をするなどの対応を行い、適切な情報の公表に努めていただくようお願いいたします。

また、昨年度に引き続き、調査事務等の実績やデータの公表年度の状況については、今後実施する介護保険事業費補助金（介護サービス情報の公表制度支援事業）の内示額を調整する際に考慮することといたします。介護サービス情報の正確性の確保について、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(参考) 令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和5年3月）
認知症施策・地域介護推進課資料 P. 15～

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001068286.pdf>

6. 処分・指導に関する情報の公表項目の修正について

令和3年度のシステムリリースにおいて、処分・指導に関する情報を公表項目に追加いたしました。当該公表項目は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条の2第4項及び第78条において公示することとされており、また、行政指導のうち勧告については、法第76条の2第2項において当該勧告に従わなかった場合に公表することができるとされており、

つきましては、昨年度に引き続き、各都道府県等における従来の方法による公示等に加え、当該システムの積極的な活用を依頼したため、当該公表項目が削除されている場合には、令和5年度（2023年度）のシステムリリース時に再度追加いたしますので、予めご承知いただくとともに、ご活用をお願いいたします。

【担当】

厚生労働省老健局

【介護サービス情報公表システムについて】

認知症施策・地域介護推進課 岸、水津、門田

TEL : 03-5253-1111 (内線 3982)